中小企業の為の経営のヒント

菅 原 会 計 通 信

2019 年 1 月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所
〒513-0809　三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055　FAX 059-382-5009
業務時間　平日　AM 9:00～PM 5:00

菅原会計事務所が法人になります！

平成 31 年 1 月 7 日より、菅原会計事務所は「菅原会計税理士法人」と名称を改め、法人化させていただくことになりました。

◆源泉徴収が変わります！

当事務所から報酬ご請求時の源泉徴収がなくなります。今までは報酬から 10.21%源泉徴収した金額を振込していただきましたが、今後は、報酬に消費税分を上乗せした金額が振込額となりますので、今までより、振込額が多くなります。（ただし、源泉所得税の支払がなくなるので、総報酬としては同じです）

◆振込先が変わります！

毎月、口座振替させていただいているお客様は、以前よりお届けの口座より引き落としさせていただきますので、お手続きの必要はございません。

振込していただいていたお客様は、1 月ご請求分より振込先が変わりますので、請求書の振込先をご確認の上、お間違いないようお振込みをお願い致します。

◆他に気を付けることは？

上記 2 点以外で、お客様に気を付けていただくことはございませんので、ご安心ください。

ご不明点等ございましたら、当事務所までご連絡ください。

（鈴木　記）

--*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-*-*-*-*-*-*

確定申告のお知らせ

確定申告書の受付は 2/18（月）～3/15（金）ですが、還付申告はそれ以前でも可能です。必要な書類が揃いましたら、お早目に当事務所までお持ちください。